

広島県告示第六百五十四号

広島県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

広島県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年広島県告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

「**※** 証紙をはる欄  
広島県収入  
を  
「**※** 手数料欄  
に改める。」

附 則

この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。